

京都市告示第627号

都市公園法第2条の2の規定に基づき都市公園を次のとおり設置します。

なお、その関係図面は、京都市建設局北部みどり管理事務所において一般の縦覧に供します。

令和3年3月22日

京都市長 門川 大作

名 称	位 置	供用開始の期日
塚原第三公園	西京区大枝塚原町5番329	告示の日

(北部みどり管理事務所)